

## 相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針

(趣旨)

第1条 この基本指針は、審議会等及び協議会等の運営の透明性を高めるとともに、市民の自主的かつ主体的な市政への参画を図り、市民と行政とのパートナーシップの下、開かれた市政の推進に寄与するため、定めるものとする。

(定義)

第2条 本指針において「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき本市が設置する附属機関をいう。

2 本指針において「協議会等」とは、審議会等以外のもので、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から意見を聴取し、行政運営上の参考とすることを主な目的として、要綱等に基づき本市が設置するものをいう。

(協議)

第3条 審議会等若しくは協議会等を設置しようとする場合又は既設の審議会等若しくは協議会等の名称、設置目的、所掌事項若しくは委員の数を変更しようとする場合は、あらかじめ情報公開課長と協議しなければならない。

(審議会等の必要性の検討)

第4条 審議会等の必要性の検討に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 審議会等を設置しようとする場合においては、設置目的の類似する審議会等の設置を防ぐため、既設の審議会等の所掌事務を拡大し、必要に応じて部会を設置するなど、十分検討するものとする。

(2) 既設の審議会等については、開催回数が年1回以下の審議会等を対象に見直しを行い、廃止又は随時の設置を検討する。ただし、表彰対象者の選考を目的とした審議会等など、本来開催回数が年1回程度のもの、この限りでない。

(会議の公開)

第5条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。会議日程の周知、公開の方法その他の扱いについては、相模原市審議会等公開基準(平成10年10月15日施行)の定めるところによる。

(委員の公募制)

第6条 審議会等の設置に当たっては、設置目的、所掌事項等を十分勘案した上で、委員の公募制の導入に努めるものとする。導入する場合における委員数、公募の

方法その他の扱いについては、相模原市審議会等の委員公募要綱(平成11年4月1日施行)の定めるところによる。

(委員の選任)

第7条 審議会等の委員の選任に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委員を再任する場合は、原則としてその在任期間が引き続き10年を超えないものとする。ただし、その者が本市の常勤の特別職及び専門的な知識、経験等を有するものであって他の者に代え難い場合など特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 審議会等の兼職数は、原則として3審議会等以内とする。ただし、本市の常勤の特別職については、この限りでない。
- (3) 法令、条例等に特別の定めがある場合を除き、原則として一般職の職員は審議会等の委員に選任しないものとする。

(協議会等への準用)

第8条 第4条及び第5条の規定は、協議会等の運営について準用する。

附 則

この指針は、平成10年10月15日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。